第124回通常組合会中止
令和２年度予算等は理事の専決処分にて対応

２月29日（土）に開催を予定していた第124回通常組合会は、新型コロナウイルス感染症拡大に対する２月28日の北海道知事の「緊急事態宣言」を受けまして、開催を中止し、国民健康保険法第25条第２項に基づく「理事の専決処分」にて対応いたしました。

専決処分をした議案は、記載のとおり。なお、組合員の方には、事業方針・予算などの詳細について、附録で公示（道医国保公示第442号）しているものを、別途、送付いたしますので、ご参照願います。

議案第１号　理事会専決事項につき承認を求めることについて

１．令和２年度北海道医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画制定について

※国民健康保険組合の組織運営における令和２年度版の法令遵守（コンプライアンス）の実践計画を制定した。（施行期日：令和２年４月１日）

２．北海道医師国民健康保険組合役員退職給与規程の一部改正について

※「役員退職給与規程」第４条における退職功労金の算出基準が不透明なことから、第１条の算出金額を改正し、第４条を削除した。
（施行期日：令和元年10月１日 施行）

３．北海道医師国民健康保険組合職員服務規程の一部改正について

※働き方改革法案の成立を受け、就業規則に該当する職員服務規程の該当部分を改正した。
（施行期日：令和元年９月26日 施行
平成31年４月１日 適用）

４．北海道医師国民健康保険組合職員給与規程の一部改正について

※北海道人事委員会の勧告における行政職給料表改正に基づく、令和元年度分の改正として、当組合職員給与規程別表第１の甲（給料表）の改正、及び令和２年度分の改正として、当組合職員給与規程第12条の２を改正した。
（施行期日：令和元年度分令和元年12月20日施行
平成31年４月１日適用
令和２年度分　令和２年４月１日施行）

５．令和元年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第１次補正について

※退任された理事に対して、「役員退職給与金」を支給するための令和元年度歳入歳出予算の第１次補正である。

◎補正額

繰入金	**3,299千円増額補正**
会議費	**3,299千円増額補正**

６．令和元年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第２次補正について

※オンライン資格確認に対応するためのシステム改修費用の支出、役員退職給与規程、職員給与規程の一部改正に伴う役員退職給与積立金と職員退職給与積立金の積立不足の発生、また、平成30年度に交付を受けた国庫補助金の交付額の確定による超過交付額の返還を行うにあたり予算額に不足額が生じたための令和元年度歳入歳出予算の第２次補正である。

◎補正額

総務費	**3,190千円増額補正**
積立金	**1,416千円増額補正**
諸支出金	**22,118千円増額補正**
予備費	**26,724千円減額補正**

議案第２号　令和２年度北海道医師国民健康保険組合事業方針について

※令和２年度の事業方針の概要は次のとおりの内容である。

平成28年度から「被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し」による国庫補助率の削減が行われ、32.0％から５年間の激変緩和措置期間を経て、令和２年度は、最終年度となりまして13.0％まで引き下げられます。

当組合では、平成28年度保険料等検討委員会で平成32年度までの中期計画を提案し、第118回通常組合会に諮り議決をいただきました。

平成29年度からの被保険者一律の保険料見直しによりまして、毎年引き上げを実施いたしましたことから、その財政効果から平成31年度（令和元年度）も３期連続の単年度黒字を達成できる見込みでございます。

単年度黒字を継続しておりますが、令和元年度保険料等検討委員会では、令和３年度以降に備えることからも、平成28年度答申を継続することで決議をいただきました。

引き続き組合員・被保険者の皆様方には、中期計画の最終年度の保険料引き上げにより負担増となりますが、今後の組合財政健全化を図るため、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。令和３年度以降、超高額レセプトの発生がございましても、蓄積された財産がございますことから、当面引き上げせずにも対応可能と思われます。

令和２年度予算編成の策定に関しまして、黒字が確保されておりますことから、従来の事業を踏襲することが出来ますが、引き続き経費削減には鋭意努力して参ります。

当組合の３年間の黒字の要因としては、保険料の引き上げ効果が大でございますが、療養給付費の支出が減少していることもございます。療養給付費等の増加を防ぐには、国の施策でもある健康寿命の延伸となる保健事業を強化することが必須であります。

近年、国は保険者に対して保健事業の推進強化を求めております。

特に特定健診・特定保健指導の受診率向上と糖尿病性腎症重症化予防につきましては、国保組合のみならず、全保険者に対して求めております。

各保険者へのインセンティブ制度での重点項目として評価されております。

当組合の特定健診受診率は、全国の医師国保組合と比較すると低いため、皆様方には１年に１度の健康診断を是非とも受診していただくよう切にお願いする次第です。

当組合で策定したデータヘルス計画は、重点項目といたしまして生活習慣病を起因とした糖尿病性腎症重症化予防を強化する計画でございます。

そのためにも特定健診等による早期発見に取り組んでいかなければなりません。

保険者としては、疾病予防の保健事業を強化し、療養給付費等の支出を防ぐことが、財政健全化に向けた有用な手段でございます。

そのためにも特定健診等による早期発見に取り組んでいかなければなりません。

保険者としては、疾病予防の保健事業を強化し、療養給付費等の支出を防ぐことが、財政健全化に向けた有用な手段でございます。

そのためにも皆様方が、健康に対する意識をお持ちいただけるよう、当組合の広報活動を強化しながら、医療保険者としての義務を果たして参ります。

組合員・被保険者の皆様方の一層のご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

議案第３号　令和２年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

※令和２年度予算規模

- **令和２年度予算総額（Ａ）　2,456,131千円**
- **令和元年度第２次補正後予算総額（Ｂ）　2,269,094千円**
- **比較増減（Ａ－Ｂ）　187,037千円（8.2％増）**

※令和２年度保険料賦課額

- **平等割賦課額**
  第１種・第２種組合員（１人につき）
  年額79,200円　月額6,600円
  第３種組合員（１人につき：前年同様）
  年額24,000円　月額2,000円
- **所得割賦課額（前年同様）**
  料率　前年中総所得金額の1,000分の14
  （ただし、第２種組合員（医育機関医師会所属）は所得割賦課額として年額60,000円を加算いたします。）最高限度額（年額）520,000円
- **均等割賦課額(組合員以外の被保険者１人につき)**
  年額90,000円　月額7,500円
- **後期高齢者支援金等賦課額**
  （全被保険者１人につき）
  予定年額58,560円　予定月額4,880円
- **介護納付金賦課額**
  （40～64歳の被保険者１人につき）
  年額66,600円　月額5,550円

議案第４号　令和２年度北海道医師国民健康保険組合一時借入金について

借入限度額	**金 100,000,000円　以内**
借 入 理 由	**保険給付費の支払い財源に不足が生じた時**
借　入　先	**北海道国民健康保険団体連合会**

（参 考）

※国民健康保険法

（理事の専決処分）

第25条　組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

２　組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。

３　前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

被表彰者は８名

令和元年度被表彰者名簿

※　組合会議員として10年以上在任された方
　　空知南部支部　　板垣　里佳 議員
　　遠　軽　支　部　　瀧本　玲子 議員
※組合会議員及び支部長として10年以上在任された方
　　釧 路 市 支 部　　久島　貞一 議員
※支部長として10年以上在任された方
　　恵 庭 市 支 部　　島田　道朗 支部長
　　日　高　支　部　　小松　幹志 支部長
　　美 唄 市 支 部　　井門　　明 支部長
※組合会議員及び理事として10年以上在任された方
　　札 幌 市 支 部　　田代　典夫 理事
※組合会議員及び支部長並びに監事として10年以上在任された方
　　石　狩　支　部　　我妻　浩治 監事

令和２年度 歳入・歳出予算の概要

【歳　入】	予 算 額（千円）	前年度比（％）	構成比（％）
１．国民健康保険料	1,564,739	2.3	63.7
２．使用料及び手数料	1	0.0	0.0
３．国庫支出金	179,393	△ 20.9	7.3
４．前期高齢者交付金	70,905	24.8	2.9
５．道支出金	1	0.0	0.0
６．連合会支出金	1	0.0	0.0
７．共同事業交付金	40,136	△ 14.3	1.6
８．財産収入	146	△ 14.1	0.0
９．繰入金	5	△ 99.8	0.0
10．繰越金	600,000	50.0	24.4
11．諸収入	804	△ 86.6	0.0
歳　入　合　計	2,456,131	8.2	100.0

【歳　出】	予 算 額（千円）	前年度比（％）	構成比（％）
１．会議費	31,241	△ 13.5	1.3
２．総務費	137,592	△ 2.8	5.6
３．保険給付費	993,012	0.2	40.4
４．介護納付金	179,907	△ 0.1	7.3
５．共同事業拠出金	52,396	△ 20.9	2.1
６．後期高齢者支援金等	314,919	△ 0.3	12.8
７．前期高齢者納付金等	438	1985.7	0.0
８．保健事業費	134,930	4.8	5.5
９．積立金	6,640	△ 12.4	0.3
10．諸支出金	4,000	△ 84.7	0.2
11．予備費	601,056	60.2	24.5
歳　出　合　計	2,456,131	8.2	100.0

※前年度比は、令和元年度第２次補正後予算額との比較。　△はマイナス。

道医師国保組合公告

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。**届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。**

届け出が必要な場合			届出用紙
組合員が組合員資格を喪失するとき		道外に住所を変更したとき、他の医療保険に加入したとき北海道医師会を退会したとき、医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき、死亡したときなど	被保険者資格喪失（脱退）届【組合員（医師）世帯全員用】 様式第16号①
医師組合員の家族が被保険者資格を取得するとき		組合員と同一世帯になったとき（婚姻・転入・世帯合併）、他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等）、子どもが生まれたときなど	被保険者資格取得届【家族追加用】 様式第15号③
医師組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき		組合員と別世帯になったとき（婚姻・転出・世帯分離）、他の医療保険に加入したとき（就職等）、死亡したときなど	被保険者資格喪失届【家族用】様式第16号③
従業員（准組合員）が被保険者資格を取得するとき		組合員の開設又は管理する医療機関で、75歳未満の従業員を採用したときなど（健康保険適用事業所を除く）	被保険者資格取得届【従業員（准組合員）新規用】様式第15号② 新規加入時現況届【従業員用】
准組合員が被保険者資格を喪失するとき		組合員（医師）が組合員資格を喪失したとき、組合員の管理する医療機関を退職したとき、他の医療保険に加入したとき、死亡したときなど	被保険者資格喪失届【准組合員（従業員）世帯全員用】 様式第16号②
准組合員の家族が被保険者資格を取得するとき		准組合員と同一世帯になったとき（婚姻･転入･世帯合併）、他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等）、子どもが生まれたときなど	被保険者資格取得届【家族追加用】 様式第15号③
准組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき		准組合員と別世帯になったとき（婚姻・転出・世帯分離）、他の医療保険に加入したとき（就職等）、死亡したときなど	被保険者資格喪失届【家族用】 様式第16号③
住所・氏名が変更になったとき	住所変更	組合員および准組合員が引っ越ししたとき、住居表示が変更になったときなど	住所・氏名変更届 様 式 第17号 （医師組合員のみ委任状の添付が必要）
	氏名変更	組合員および被保険者（家族・准組合員）の姓が婚姻等により変更になったとき、氏名の字体が変更になったときなど	
修学中の家族が所在地の特例により引き続き被保険者となるとき	該　当	遠隔地で修学するために、組合員および准組合員と住民票上の別世帯になったとき	第116条該当・非該当届 様式第20号
	非該当	「該当」を届け出ていた家族が、修学を終了して組合員および准組合員と同一世帯に戻ったとき 「該当」を届け出ていた家族が、組合員および准組合員と同一世帯になったとき（家族本人又は組合員および准組合員の住所変更）	

※　**届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます。）および届け出先**

各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）

組合ホームページアドレス　http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/

＊　**ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。**

北海道医師国民健康保険組合：業務（資格）係

TEL 011-271-7471